

# 緑地の保存区域等における行為許可申請等のあらまし

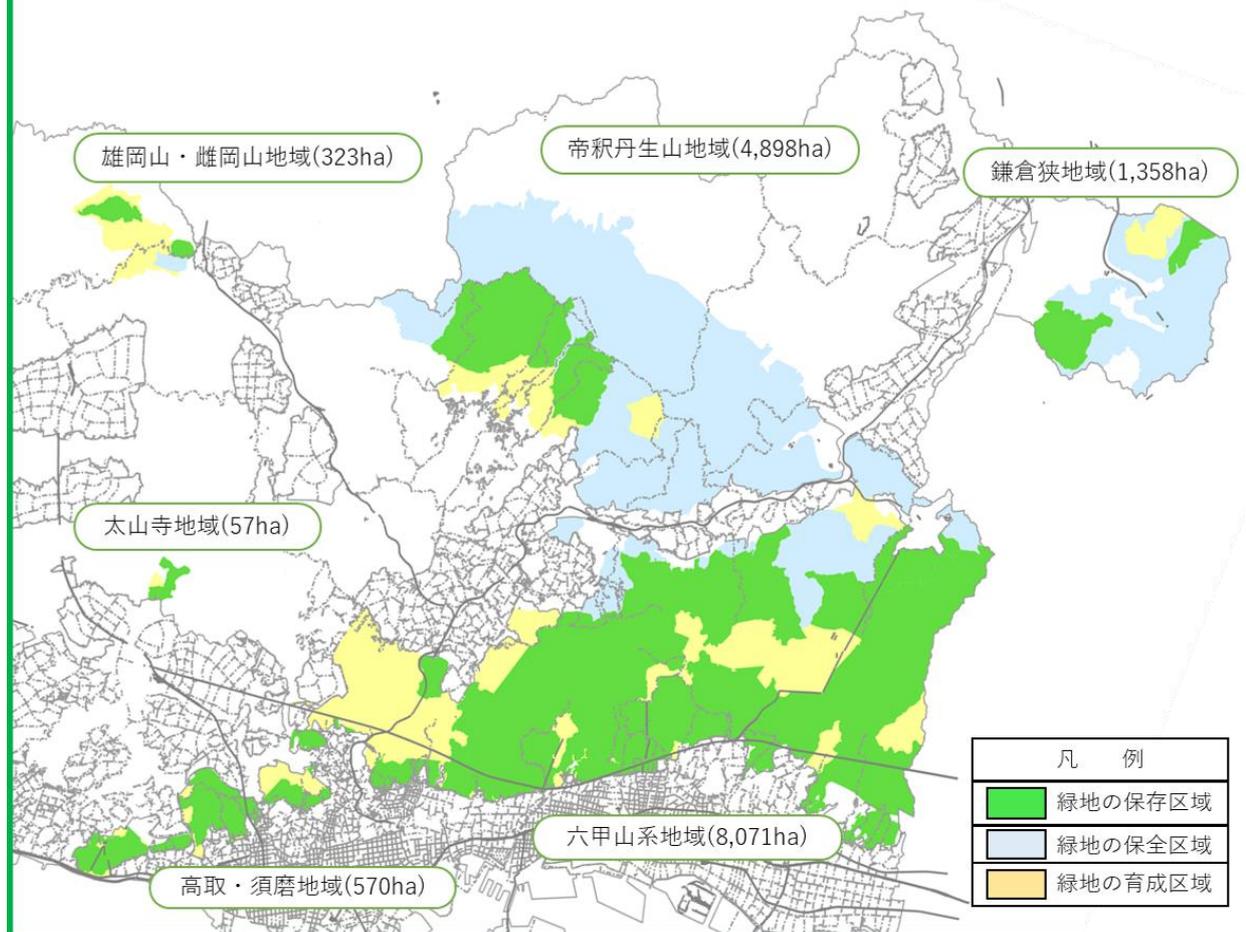
第10版

1	はじめに .....	2
2	緑地の保存区域、保全区域、育成区域とは .....	3
3	許可の基準 .....	3
4	植栽により造成する樹林地に関する技術基準 .....	6
5	許可申請の手続 .....	8
6	許可申請に必要な書類 .....	9
7	許可後の手続 .....	10
8	緑地の保存区域内の許可等不要行為 .....	10
9	緑地の保全・育成区域内の許可不要行為 .....	11
10	罰則等 .....	13

2026年2月

神戸市建設局公園部魅力創造課

# みどりの聖域（緑地の保存区域等）



## 1 はじめに

緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例（以下、「緑地条例」といいます。）は、緑地が環境保全、防災、レクリエーション、景観形成等に重要な役割を果たしていること及び六甲山を中心とする緑地が先人たちの英知と努力によって育てられ、受け継がれてきたことにかんがみ、良好な緑地の適切な保全及び積極的な育成並びに快適な緑地の市民利用のための整備に努めることにより、調和ある都市環境の創造を図り、もって安らぎと潤いのある緑豊かなまちづくりに資することを目的として制定しました。

緑地の保全等を図るために必要な区域を緑地の保存区域、緑地の保全区域又は緑地の育成区域（以下「緑地の保存区域等」という。）として指定しています。

このあらまは、緑地の保存区域等での行為について、許可基準や手続などをまとめています。

## 2 緑地の保存区域、保全区域、育成区域とは

### (1) 緑地の保存区域

次に掲げる緑地の区域で、現状のまま残すことが望ましく、緑地の保全等にとって重要度が極めて高い区域のことをいいます。

- ・自然環境面及び景観面の機能が非常に優れている。
- ・自然環境面及び景観面の機能が優れており、防災面における保全の必要性が高い。

緑地に影響を及ぼす行為は、原則禁止されます。(3 許可の基準参照)

緑地に影響を及ぼす行為とは、緑地における宅地の造成、土石の採取若しくは堆(たい)積その他の土地の形質の変更又は木竹の伐採をいいます。

緑地とは、都市計画法第7条第1項の規定による市街化調整区域内の樹林地、草地、水辺地、岩石地又はその状況がこれらに類する土地をいい、都市緑地法に規定する緑地とほぼ同義のものです。

### (2) 緑地の保全区域

緑地の保存区域に次ぐ自然環境面及び景観面の機能を有し、かつ、防災面における保全の必要性がある緑地の区域で、緑地の保全等にとって重要度が高い区域のことをいいます。

緑地に影響を及ぼす行為は、市長の許可が必要です。(3 許可の基準参照)

### (3) 緑地の育成区域

緑地の保全区域に次ぐ自然環境面及び景観面の機能を有し、レクリエーション面の機能が高い緑地の区域のことをいいます。

緑地に影響を及ぼす行為は、市長の許可が必要です。(3 許可の基準参照)

区域別指定面積 単位：ヘクタール

No.	地区名	面積(ha)	保存	保全	育成
1	六甲山系	8,070.7	5,298.9	952.9	1,818.9
2	高取・須磨	569.6	441.4	1.4	126.8
3	鎌倉峡	1,358.3	260.9	977.2	120.2
4	帝釈丹生山	4,898.4	861.1	3,653.7	383.6
5	太山寺	56.7	47.1	-	9.6
6	雄岡山・雌岡山	322.6	87.6	27.6	207.4
合計		15,276.3	6,997.0	5,612.8	2,666.5

## 3 許可の基準

### (1) 緑地の保存区域

緑地に影響を及ぼす行為は、原則禁止(現状凍結)。

ただし、次の場合には、例外的に認められています。

- ① 非常災害のため必要な応急措置として行う行為…その行為をした日から14日以内に届出(1ヘクタール未満は、届出不要)
- ② 緑地の保存区域が指定され、又はその区域が拡張された際、当該区域内において、現に予定されている行為で市長が特にやむを得ないと認めるもの又は既に着手していた行為…既着手行為は、指定又は区域拡張日から30日以内に届出(同上)。未着手行為は、あらかじめ届出(同上)。
- ③ 都市緑地法第14条第1項の許可を受け、同条第4項の通知をし、又は同条第8項の協議をした行為…あらかじめ届出(同上)。
- ④ 自然公園法第20条第3項又は第21条第3項の許可を受けた行為…あらかじめ届出(同上)。

### 緑地の保存区域内行為の届出事項

行為	緑地の保存区域	
	1ヘクタール未満	1ヘクタール以上
非常災害の応急措置	届出不要	14日以内届出
指定時予定行為	届出不要	あらかじめ届出
指定時既着手行為	届出不要	指定から30日以内届出
都市緑地法許可・協議・通知行為	届出不要	あらかじめ届出
自然公園法許可行為	届出不要	あらかじめ届出

\*許可等不要行為は、10ページ8参照。

### (2) 緑地の保全・育成区域

緑地に影響を及ぼす行為は、市長の許可を受けなければなりません。ただし、次の場合には、例外的に認められています。

市長は、許可の申請があった場合において、その申請に係る緑地に影響を及ぼす行為が許可基準に適合しないとき、又は当該緑地の保全等を図る上で重大な支障があると認めるときは、許可をしてはならないことになっています。

- ① 非常災害のため必要な応急措置として行う行為…その行為をした日から14日以内に届出。
- ② 緑地の保全区域又は緑地の育成区域が指定され、又はその区域が拡張された際、当該区域内において、現に予定されている行為で市長が特にやむを得ないと認めるもの又は既に着手していた行為…既着手行為は、指定又は区域拡張日から30日以内に届出。未着手行為は、あらかじめ協議（1ヘクタール未満は届出）。
- ③ 国の機関又は地方公共団体が行う行為…あらかじめ協議（同上）。
- ④ 公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該緑地の保全等を図る上で重大な支障がないと認められるもので、規則で定める行為…あらかじめ協議（同上）。…11ページ9（1）参照

### 緑地の保全・育成区域内行為の協議・届出事項

行為	緑地の保全・育成区域	
	1ヘクタール未満	1ヘクタール以上
非常災害の応急措置	14日以内届出	
指定時予定行為	あらかじめ届出	あらかじめ協議
指定時既着手行為	指定から30日以内届出	
国・地方公共団体が行う行為	あらかじめ届出	あらかじめ協議
公益事業 *11ページ参照	あらかじめ届出	あらかじめ協議

\*許可不要行為は、11ページ9参照。

緑地の保全・育成区域における行為の許可基準

許可基準 区域	緑地の保全区域		緑地の育成区域		保全・育成区域共通 樹林地の配置	植栽により造成する樹林地*	
	樹林地率		樹林地率			のり面	平たん地
	うち 自然地率	うち 自然地率	うち 自然地率	うち 自然地率			
当該土地の面積が5ヘクタール以上のゴルフ場又は屋外レクリエーション施設の設置	75%以上	45%以上	65%以上	40%以上	当該土地の外周（ゴルフ場にあつては、ホール間を含む。）には、概ね幅30メートル以上の樹林地を配置し、かつ、当該樹林地には、概ね幅20メートル以上の自然地を残置すること。	復元植栽A	復元植栽B 建築物・園地・駐車場等施設の周辺は修景植栽A
当該土地の面積が5ヘクタール以上の産業施設等の設置	60%以上	35%以上	50%以上	30%以上	当該土地の外周には、概ね幅30メートル以上の樹林地を配置すること。	小段は復元植栽C	
上記以外	50%以上	30%以上	40%以上	25%以上	当該土地の外周には、周辺の状況に応じて、適切に樹林地を配置すること。		建築物・園地・駐車場等施設の周辺は修景植栽B

備考

- 1 この表において「当該土地」とは、緑地に影響を及ぼす行為を行う土地及びそれと一体となった土地をいいます。
- 2 この表において「樹林地率」とは、植栽により造成する樹林地及び緑地に影響を及ぼす行為を行わない土地（樹林地）の合計面積の当該土地の面積に対する割合をいいます。  
\*植栽により造成する樹林地は、次ページ「植栽により造成する樹林地の技術基準」参照。
- 3 この表において「自然地率」とは、緑地に影響を及ぼす行為を行わない土地（樹林地）の面積の当該土地の面積に対する割合をいいます。
- 4 この表において「屋外レクリエーション施設」とは、フィールドアーチェリー場その他の運動・レジャー施設をいいます。
- 5 この表において「産業施設等」とは、次に掲げる施設（都市計画法第29条第3号に規定する建築物を除く。）をいいます。
  - (1) 産業発展のための研究、試験業務等を行う施設又は株式会社等がその従業員を対象に産業活動に必要な研修、訓練等を行う施設
  - (2) 学校教育法による大学、専修学校若しくは各種学校の校舎等の施設又は学校法人等が教育活動に必要な研修、研究等を行う施設
  - (3) 市民の文化的な生活向上のための活動に必要な業務を行う施設
  - (4) 財団法人、社団法人、医療法人又は社会福祉法人が市民の福祉向上のための活動に必要な業務を行う施設

## 自然地・樹林地の確保例

緑地の育成区域で500平方メートルの開発を行う場合

緑地に影響を及ぼす行為を行ったあと樹林を造成しない面積 (行為面積－造成樹林地面積)	(ウ)造成樹林地 15% (75㎡)以上	(エ)自然地 25% (125㎡)以上
---	-------------------------	------------------------

樹林地率 = (イ)樹林地 ÷ (ア)敷地面積…40%以上  
 (イ)樹林地 = (ウ)造成樹林地 + (エ)自然地  
 自然地率 = (エ)自然地 ÷ (ア)敷地面積…25%以上  
 基準を満たすため、造成樹林地は、15%相当(75㎡)以上必要  
 造成樹林地 = 500㎡ × (40% - 25%) = 75㎡以上

樹林地の配置	(ア)当該土地の面積	500平方メートル			(イ)樹林地の面積((ウ)+(エ))	250平方メートル
	(ウ)植栽により造成する樹林地の面積	100平方メートル			(エ)自然地の面積	150平方メートル
	樹林地率	50パーセント((イ)÷(ア)×100)			自然地率	30パーセント((エ)÷(ア)×100)
	植栽の内訳	植栽区分	高木	中木	その他	
		新植	本	本	本	
		保存	本	本	本	
		移植	本	本	本	
		計	本	本	本	

植栽内容については、許可基準・技術基準に基づき算出します。

※樹林地の配置については、別途指針がありますので、詳しくは窓口でご確認ください。

## 4 植栽により造成する樹林地に関する技術基準

### (1) 復元植栽・修景植栽の植栽本数

樹林地100㎡あたりの植栽本数は、次のとおりとします。

		高木		高木性樹木	中木	苗木	その他
		高さ5m以上	高さ3m以上	高さ1.5～2m程度	高さ1m以上	高さ0.3m以上	
復元植栽	A	—	—	—	20本以上	100本以上	適切なのり面保護工を行う。
	B		20本以上	—	40本以上	—	—
	C			50本以上	50本以上	—	—
修景植栽	A	5本以上	5本以上	—	20本以上	—	—
	B	—	10本以上	—	20本以上	—	—

- ① 高木性樹木とは、植栽時の高さが1.5～2m程度の将来高木となる樹木をいいます。  
苗木とは、植栽時の高さが0.3m以上の樹木の幼樹で、主としてのり面の植栽に用いるものをいいます。
- ② 復元植栽とは、当該土地を山林に復元するために行う植栽をいいます。植栽樹種の選定にあたっては、現地調査に基づき、現存植生に適合するものとしてください。特定外来生物・要注意外来生物等、周囲の生態系に悪影響を与える可能性のある植物を使用しないでください。  
また、現地の状況に応じ、適切なのり面保護工を行ってください。のり面保護工は、植生によ

るものを原則とします。植生工については、在来種・郷土種の利用や表土利用を行うなど、地域固有の生態系への配慮をした施工に努めてください。

- ③ 修景植栽とは、建築物・園地・駐車場等施設の周辺において、一定の空間に美観並びに景趣を添えるために行う植栽をいいます。植栽地並びに植栽樹種、規格の選定にあたっては、植栽地の空間特性を十分考慮し、周囲と調和のとれたものとしてください。
- ④ 将来にわたり植物の生育に適するよう、土壌改良等の措置を講じてください。  
一般的な土壌改良材とその使用量（1本あたり）については、下表を参考にしてください。

土壌改良材と使用量

土壌改良材	苗木	C～15cm	C～18cm	C～20cm	C～25cm	C～30cm	C～35cm	C～45cm	C～60cm
パーク堆肥	1kg	5kg	8kg	8kg	10kg	20kg	20kg	30kg	40kg
混合A	2ℓ	10ℓ	15ℓ	20ℓ	25ℓ	35ℓ	50ℓ	60ℓ	100ℓ
混合B	2ℓ	10ℓ	15ℓ	20ℓ	25ℓ	35ℓ	50ℓ	60ℓ	100ℓ

C：幹周り

混合A：ピートモスとパーライトを1：2の割合で混合したもの

混合B：パーク堆肥とパーライトを1：2の割合で混合したもの

- ⑤ のり面とは、造成により形成された1：3より急な勾配の土地をいいます。
- ⑥ 樹木の規格について、当該土地の状況によりこの基準によることが困難な場合は、下記により読み替えることができます。（各規格の樹木の総本数の50%以内）  
ア 「高木（高さ3m以上）1本」⇒「中木（高さ1m以上）3本」  
イ 「中木（高さ1m以上）3本」⇒「高木（高さ3m以上）1本」
- ⑦ 狭隘宅地、田畑の宅地化等の造成において、当該土地の周辺の状況と調和し、かつこの条例の目的を達するうえにおいて支障がないと市長が認める場合は、この限りではありません。

復元植栽参考樹種

樹種	高・中木	常・落	備考
アラカシ	高木	常緑	萌芽力旺盛、耐陰、緩衝樹、生垣樹
ウバメガシ	高木	常緑	萌芽力旺盛、耐乾、緩衝樹、生垣樹
クスノキ	高木	常緑	萌芽力旺盛、景趣樹、緑陰樹
クロマツ・アカマツ	高木	常緑	萌芽力旺盛、耐乾、景趣樹、緩衝樹
シイノキ	高木	常緑	萌芽力旺盛、耐陰、緩衝樹、生垣樹
シラカシ	高木	常緑	萌芽力旺盛、耐陰、緩衝樹、生垣樹
ヤマモモ	高木	常緑	萌芽力旺盛、耐乾、景趣樹、緩衝樹
イロハカエデ	高木	落葉	萌芽力旺盛、景趣樹、緑陰樹
エノキ	高木	落葉	陽樹、萌芽力旺盛、強健、景趣樹
クヌギ	高木	落葉	陽樹、萌芽力旺盛、耐乾、雑木林樹
ケヤキ	高木	落葉	陽樹、強健、景趣樹、緑陰樹
コナラ	高木	落葉	陽樹、萌芽力旺盛、耐乾、雑木林樹
ムクノキ	高木	落葉	陽樹、萌芽力旺盛、耐風、景趣樹
ヤマザクラ	高木	落葉	陽樹、景趣樹、大気汚染に弱い
ヤマハンノキ	高木	落葉	陽樹、肥料木、砂防用樹
アオキ	中木	常緑	陰樹、隠蔽用樹
カクレミノ	中木	常緑	陰樹、強健、景趣樹、下木用樹
ヒサカキ	中木	常緑	陰樹、耐乾、緩衝樹、生垣樹
ヤブツバキ	中木	常緑	陰樹、景趣樹、緩衝樹、生垣樹

## (2) サンプル調査

### ① 緑地に影響を及ぼす行為を行う面積が1,000㎡未満の場合

全ての木の調査をすることを原則とします。ただし、土地の状況から困難であると認められる場合には、サンプル調査でもかまいません。

### ② 緑地に影響を及ぼす行為を行う面積が1,000㎡以上の場合

原則としてサンプル調査を行い、換算により算出します。なお、サンプル調査は原則として方形区(コドラート、正方形を基本とする)によるものとし、この中に出現する種組成(樹種)と規格、位置を記録してください。方形区の一辺の大きさ及び調査箇所数については概ね下記を標準とします。

- ・10m×10mの方形区を3箇所程度とし、「密な箇所」「疎な箇所」「平均的な箇所」を適宜選定してください。
- ・作業困難地や疎林地など、場所に応じて方形区の大きさや調査箇所数を変更できる場合がありますので、詳しくは、担当までご確認ください。  
(例：斜面崩壊があり進入困難地 ⇒ 方形区5m×5m、2箇所 など)
- ・計算した本数に端数が生じる場合は、小数点以下第1位を四捨五入してください。

【例】 自然地在500㎡の場合のサンプル調査による樹木本数

<場所> <100㎡当たりの本数>

密な場所・・・31本/100㎡

疎な場所・・・10本/100㎡

平均的な場所・・・21本/100㎡

平均 21本/100㎡

(20.66・・・の小数第1位を四捨五入)

上記の結果による伐採本数  $21本 \times 500㎡/100㎡ = \underline{\underline{105本}}$

## 5 許可申請の手続

### (1) 事前相談

行為地の規制内容、申請書の記入方法等、留意点についてご確認ください。

### (2) 許可申請

申請書、必要書類を作成し、提出してください。

提出図面及び根拠等について、説明していただきます。書類は、十分チェックのうえ提出してください。

### (3) 内容審査

許可基準に基づく書類審査、現地調査を実施します。既存樹木については、調査時に通し番号の表示をしておいてください。

緑地の保全や近隣との調和を図るため、植栽の変更(位置、樹種等)をしていただくことがあります。また、現地での立会をお願いする場合があります。

### (4) 許可

標準的な処理期間は、全ての書類の提出後21日(休日、補正に要する期間を除く)です。余裕をもった申請に心がけてください。

## 6 申請・協議・届出に必要な書類

○：提出要  
△：該当する場合に提出  
－：提出不要

図書			土地の 形質変更	木竹の 伐採
種類	部数	備考		
許可・変更許可申請書(様式第5号) 協議・変更協議申出書(様式第9号) 行為届出書(様式第1号)	2	条例に基づき、いずれかの書類を提出すること。	○	○
行為説明書(様式第2号)	2		○	○
付近見取り図(2,500分の1以上)付 近見取図(2,500分の1以上)	2	方位、写真撮影方向等記載	○	○
状況カラー写真	1	行為地及びその周辺の土地の状況を示すもの。行為区域等を明示すること。	○	○
地形図(1,000分の1以上)	2	既存の建築物その他の工作物、木竹等についても記載すること。	○	○
平面図(1,000分の1以上)	2	変更前と変更後は、彩色等により区別すること。	○	－
断面図(1,000分の1以上)	2	変更前と変更後は、彩色等により区別すること。	○	－
のり面断面図(100分の1以上)	2	変更前は点線、変更後は実線で記載し、併せてのり面処理材料を記載すること。	○	－
現況植生図及び植栽計画図(1,000分の1以上)	2	(1) 保存する木竹、伐採する木竹、移植する木竹及び新たに植栽する木竹をそれぞれ彩色し、木竹名、木竹の高さ、木竹の本数等を記載すること。 (2) 樹林地及び自然地(緑地に影響を及ぼす行為を行わない土地をいう。以下同じ。)の区域を図示すること。	○	－
伐採・植栽計画図(1,000分の1以上)	2	保存する木竹、伐採する木竹、移植する木竹及び新たに植栽する木竹をそれぞれ彩色し、木竹名、木竹の高さ、木竹の本数等を記載し、併せて伐採後の土地の利用状況を記載すること。	－	○
配置図(200分の1以上)	2	建築物、工作物を建築する場合は、建築物等を明示すること。	△	△
立面図(200分の1以上)	2	建築物、工作物を建築する場合	△	△
土地の権利関係を証する証書	1	土地登記簿謄本、土地使用承諾書、売買契約書、字限図等	○	○
委任状	1		△	△
工事工程表	1	着手日からの工程を工事の各段階がわかるよう記載すること。	○	○
他法令の許可書(写し)	1	申請中・申請予定等で未許可の場合は、申請書の写し	○	○
その他	2	必要に応じて指定	△	△

※各様式は、ホームページにてダウンロードすることができます。

※必要書類は、兼用できる場合には、複数のものを1つにまとめてもかまいません。

また、風致地区内行為許可申請等他の申請の必要書類と重複する場合には、省略できるものもあります。詳しくは、窓口でご確認ください。

※押印の特例に関する規則により、委任状以外は押印不要です。

## **7 許可後の手続**

### **(1) 行為許可標識の設置**

許可を受けた行為の期間中、「行為許可標識」(様式第8号)又は「行為協議済標識」(様式第11号)を見やすい場所に掲出してください。

### **(2) 中間検査の実施**

随時中間検査を実施します。立会をお願いする場合があります。

### **(3) 行為完了届出書の提出**

行為完了後、14日以内に「行為完了・中止・廃止届出書」(様式第3号)(写真添付)を提出してください。行為を中止・廃止する場合も同様です。

### **(4) 完了検査の実施**

完了届の提出を受け、完了検査を実施します。立会をお願いする場合があります。

### **(5) 変更許可申請**

許可を受けた行為の内容を変更しようとする場合は、変更許可申請が必要です。

### **(6) 行為期間変更届の提出**

何らかの事情により行為の期間を変更する必要がある場合は、行為期間満了までに「行為期間変更届」を提出してください。

### **(7) 許可承継届出書の提出**

許可後に売買等により許可に基づく地位を承継した場合は、「地位承継届出書」(様式第4号)を速やかに提出してください。

## **8 緑地の保存区域内の許可等不要行為**

**保存区域内で(1)または(2)の行為を行う場合は許可等不要です。**

### **(1) 自然公園法に定めるもの…許可等不要**

- ① 公園事業の執行として行う行為
- ② 風景地保護協定に基づいて風景地保護協定区域内で行う行為
- ③ 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの(自然公園法施行規則第12条、第13条)
  - ア 公共下水道、流域下水道、都市下水路の改増築
  - イ 史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の新改増築
  - ウ 尿尿浄化槽、住宅からの汚水排水の排出
  - エ 河川管理施設、砂防設備、保安施設事業に係る施設、地すべり防止施設又は急傾斜地崩壊防止施設からの汚水排水の排出
  - オ 工作物等を修繕するために必要な行為
  - カ 営農行為、森林保護管理のための立入 等

### **(2) 都市緑地法に定めるもの…許可等不要**

- ① 近畿圏保全法第8条第4項第1号の政令で定める行為に該当する行為
- ② 基本計画において定められた当該特別緑地保全地区内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為
- ③ 管理協定において定められた当該管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為
- ④ 市民緑地契約において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為

- ⑤ 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの（都市緑地法施行令第6条）
- ア 次に掲げる工作物の新築、改築又は増築
- a 仮設の工作物の新築、改築又は増築
  - b 水道管、下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築、改築又は増築
  - c 次に掲げる屋外広告物の表示又は掲出のために必要な工作物の新築、改築又は増築
    - ・国又は地方公共団体が公共的目的をもつて表示し、又は掲出する屋外広告物
    - ・日常生活に関し必要な事項を表示する標識その他の屋外広告物又は国土交通省令で営業等のためにやむを得ないものとして定める屋外広告物
  - d その他の工作物の新築、改築又は増築（新築、改築又は増築に係る部分の高さが1.5メートルを超えるものを除く。）
- イ 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更（高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴うものを除く。）
- ウ 次に掲げる木竹の伐採
- a 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
  - b 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
  - c 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
  - d 仮植した木竹の伐採
  - e 高さが15メートル以下の独立木（1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1.5メートルを超えるものを除く。）の伐採
  - f 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- エ 面積が10平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- オ 面積が10平方メートル以下の屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積（高さが1.5メートルを超えるものを除く。）
- カ 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
- a 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
  - b 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
    - ・建築物の新築、改築、又は増築
    - ・建築物以外の工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定めるものを除く。）の新築、改築又は増築
    - ・高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う土地の形質の変更
    - ・高さが5メートルを超える木竹の伐採
    - ・高さが1.5メートルを超える屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積
  - c 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
    - ・建築物の新築、改築又は増築（特定新築等を除く。）
    - ・用排水施設（幅員が2メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置
    - ・宅地の造成（特定新築等のために必要な最小限度のものを除く。）又は土地の開墾
    - ・森林の皆伐又は択伐（林業を営むために行うものを除く。）
    - ・水面の埋立て又は干拓
  - d 森林法第34条第2項の許可を受けて行う行為

## 9 緑地の保全・育成区域内の許可不要行為

### (1) 公益事業…1ヘクタール以上は協議、1ヘクタール未満は届出

- 1 高速自動車国道若しくは道路法による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧（これらの道路とこれらの道路以外の道路（道路運送法による一般自動車道を除く。）とを連結する施設の新設及び改築を除く。）又は道路法による道路（高速自動車国道及び自動車専用道路

- を除く。)の改築(小規模の拡幅, 舗装, 勾こう配の緩和, 線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。), 維持, 修繕, 若しくは災害復旧に係る行為
- 2 道路運送法による一般自動車道の造設(一般自動車道とこれ以外の道路(高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。))とを連結する施設の造設を除く。)又は管理に係る行為
  - 3 河川法第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
  - 4 独立行政法人水資源機構法第12条第1項(同項第4号を除く。)に規定する業務に係る行為(前号に掲げるものを除く。)
  - 5 砂防法による砂防工事の施行又は砂防設備の管理(同法に規定する事項が準用されるものを含む。)に係る行為
  - 6 地すべり等防止法による地すべり防止工事の施行又は地すべり防止施設の管理に係る行為
  - 7 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊防止工事の施行又は急傾斜地崩壊防止施設の管理に係る行為
  - 8 森林法第41条に規定する保安施設事業の施行に係る行為
  - 9 土地改良法による土地改良事業の施行に係る行為(水面の埋立て及び干拓を除く。)
  - 10 地方公共団体又は農業, 林業若しくは漁業を営む者が組織する団体が行う農業構造, 林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為(水面の埋立て及び干拓を除く。)
  - 11 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設(駅, 操車場, 車庫その他これらに類するもの(以下「駅等」という。))の建設を除く。)又は管理に係る行為
  - 12 鉄道事業法による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設(鉄道事業にあつては, 駅等の建設を除く。)又は管理に係る行為
  - 13 軌道法による軌道の敷設(駅等の建設を除く。)又は管理に係る行為
  - 14 航路標識法による航路標識の設置又は管理に係る行為
  - 15 港則法による信号所の設置又は管理に係る行為
  - 16 航空法による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第96条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダーの設置又は管理に係る行為
  - 17 気象, 海象, 地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
  - 18 国又は地方公共団体が行う有線電気通信設備又は無線設備の設置又は管理に係る行為
  - 19 電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が行うその事業の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
  - 20 放送法による放送事業の用に供する放送設備の設置又は管理に係る行為
  - 21 電気事業法による電気事業の用に供する電気工作物の設置(発電の用に供する電気工作物の設置を除く。)又は管理に係る行為
  - 22 ガス事業法によるガス工作物の設置(液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。)又は管理に係る行為
  - 23 水道法による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法による工業用水道事業の用に供する水管, 水路若しくは配水池, 下水道法による下水道の排水管又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為
  - 24 警察署の交番その他の派出所若しくは駐在所又は道路交通法による信号機の設置又は管理に係る行為
  - 25 市町が行う消防法による消防の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
  - 26 県又は水防法による水防管理団体が行う水防の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
  - 27 文化財保護法第27条第1項の規定により指定された重要文化財, 同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財, 同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財, 同法第109条第1項の規定により指定され, 若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝

天然記念物又は同法第143条第1項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物群の保存に係る行為

- 28 都市公園法による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
- 29 自然公園法による公園事業又は県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為
- 30 都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業の施行として行う行為
- 31 自動車ターミナル法によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為
- 32 兵庫県文化財保護条例第4条第1項の規定により指定された兵庫県指定有形文化財, 同条例第27条第1項の規定により指定された兵庫県指定重要民俗資料又は同条例第31条第1項の規定により指定された兵庫県指定史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

## (2) 通常の管理行為…許可等不要

- 1 緑地に影響を及ぼす面積が10平方メートル以下で、かつ、高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- 2 主として、自己の居住の用に供する建築物の新築、改築又は増築で、かつ、緑地に影響を及ぼす行為が500平方メートル未満のもの
- 3 農業又は林業を営むために行う物置、作業小屋等の新築、改築又は増築で、かつ、緑地に影響を及ぼす行為が500平方メートル未満のもの
- 4 農業又は林業を営むために行う幅員2メートル以下の用排水路又は幅員2メートル以下の農道若しくは林道の設置
- 5 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
- 6 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- 7 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- 8 林業を営むために行う森林の皆伐又は択伐
- 9 森林法第34条第2項の許可を受けて行う行為
- 10 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

## 10 罰則等

### (1) 許可取消等

緑地の保全等のため必要があると認めるときは、詐欺その他不正の手段により許可を受けた者又は許可条件に違反した者に対し、許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は新たに条件を付することがあります。

### (2) 措置命令

市長は、緑地の保全等のため必要があると認めるときは、緑地の保存区域等の行為制限規定に違反した者、許可条件に違反した者又はこれらの者から当該土地若しくは物件についての権利を承継した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることがあります。

### (3) 違反行為の公表

緑地の保存区域等の行為制限規定に違反し、緑地に重大な影響を及ぼした者又は措置命令に違反し、緑地に重大な影響を及ぼした者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びにその違反の事実を公表することがあります。

神戸市ホームページに、このあらしや申請様式を掲載しています。



神戸市 緑地の保存

検索



[https://www.city.kobe.lg.jp/a53249/kurashi/machizukuri/flower/midoriseido/ryoku\\_hp.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a53249/kurashi/machizukuri/flower/midoriseido/ryoku_hp.html)

神戸市建設局公園部魅力創造課  
電話 078-595-6463(直通) FAX 078-595-6459